住所　静岡県沼津市大岡1725番地２
　金太国　平成７年４月10日生
住所　東京都品川区小山３丁目25番９―303号
　隋巍敏　昭和56年１月２日生
住所　東京都西多摩郡日の出町大字平井3231番地５
　成浩二　昭和41年１月７日生
　アンジュ・パブロ・ソン　平成13年４月25日生
　成珠里亜　平成16年５月24日生
住所　大分県別府市石垣東６丁目８番20―903号
　宿元明　昭和37年10月29日生
　王洪偉　昭和48年５月２日生
　宿文皓明　平成21年６月12日生
　宿文皓依　平成23年８月10日生
住所　千葉市美浜区高浜１丁目９番１―306号
　王昕　平成４年８月30日生
住所　香川県高松市古新町５番地３
　李青　昭和49年９月28日生
住所　群馬県邑楽郡大字中野5107番地３
　エジソン・タダシ・ニシカワ　昭和53年10月24日生
住所　さいたま市北区宮原町１丁目175番地１
　史倩玉　平成３年６月４日生
住所　埼玉県戸田市本町２丁目２番19号
　李峰花　昭和57年２月25日生
住所　埼玉県所沢市弥生町1874番地１
　火玲琳　昭和49年11月24日生
住所　埼玉県羽生市南羽生３丁目24番地５
　グェン・ティ・タン・タム　昭和62年３月15日生
　グェン・タン・コン　平成２年９月20日生
住所　埼玉県加須市下高柳1513番地７
　欒添舒　平成元年７月８日生
住所　横浜市泉区上飯田町2670番地
　レー・ティ・スアン・タム　昭和62年３月21日生
住所　神奈川県厚木市王子３丁目２番４―503号
　金富榮　昭和22年10月26日生
住所　浜松市西区入野町1612番地
　董徳平　昭和43年８月28日生
　田継梅　昭和46年２月28日生
　董冉　平成２年９月４日生
　田紫妍　平成12年２月29日生
住所　兵庫県尼崎市常光寺３丁目９番34―609号
住所　京都市北区紫野下石龍町29番地
　金鴻宰　昭和36年７月８日生
住所　滋賀県大津市浜大津４丁目８番３―915号
　金栄伍　昭和43年10月６日生
住所　北九州市小倉南区葛原１丁目６番31号
　李朝美　昭和51年11月６日生
住所　北九州市小倉南区葛原１丁目10番13―101号
　李龍洙　昭和54年６月18日生
住所　東京都世田谷区上野毛１丁目９番15号
　関龍植　昭和27年８月28日生
　安羅奈　昭和29年３月７日生
　関丙権　昭和58年10月24日生
　関貴江　昭和59年11月14日生
　関丙**陵**　平成２年５月25日生
住所　東京都豊島区北大塚２丁目19番７号
　崔昌勝　昭和53年９月９日生
住所　愛知県知立市八橋町山田谷８番地213
　呉迪　平成12年８月10日生
住所　東京都品川区南品川６丁目15番36号
　鄭晴　昭和58年１月23日生
住所　愛媛県松山市日の出町１番７号
　金慎太郎　昭和61年11月26日生
住所　東京都八王子市七国４丁目42番13号
　黄黎　昭和46年３月22日生
住所　東京都葛飾区東新小岩３丁目２番14号
　李佰媛　昭和57年６月15日生
住所　東京都江東区亀戸５丁目19番５号
　張新鳳　昭和56年９月８日生
住所　奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目31番地１
　文勝英　昭和32年３月５日生
住所　神奈川県大和市深見台２丁目12番４号
　金在日　昭和47年２月19日生
住所　東京都大田区大森北３丁目24番20号
　アミット・ラマ・タマン　昭和59年３月９日生

○外務省告示第二百十五号

平成二十五年六月十二日にチュニスで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十六年六月九日に効力を生じた。

平成二十六年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、チュニジア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とチュニジア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百八億七千百万円（一〇、八七一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、地方都市水環境改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、下水整備公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・二パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、チュニジア共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、借入人が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　チュニジア共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　チュニジア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してチュニジア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためチュニジア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　チュニジア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してチュニジア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税